

公立図書館における電子図書館サービスの質的調査とその分析・考察

間部 豊[†]

[†] 帝京平成大学現代ライフ学部

[†] y.mabe@thu.ac.jp

1. はじめに

1.1. 研究の背景と目的

電子図書館サービスは国内1,718自治体に対して電子図書館サービスを公立図書館に導入した自治体は258自治体に留まっている(2021年10月1日現在)¹⁾。コロナウイルス感染症禍下において非来館型サービスとして電子図書館サービスの導入が進んだものの、その実施率は約15%に留まっている。また電子出版政策・流通協議会(以下「電流協」)が刊行する「電子図書館・電子書籍貸出サービス調査報告2021」によると電子図書館サービス導入予定なしは28%と前年度比-14%となっているものの、未だ電子図書館サービスの導入計画がない自治体は数多く存在する²⁾。

こうした公立図書館における電子図書館サービスの実施傾向については、図書館向けコンテンツの提供状況や予算、利用に対する需要不足などが言われている。しかしながらこうした状況を分析するための基礎的な情報たる、現在の公立図書館における電子図書館サービスの質的な調査については、先行研究において部分的に触れたものはあるものの、国内の電子図書館サービスに対する包括的な制度的背景並びに統計数値に関する実態調査は行われていない。

そこで本研究においては、国内の電子図書館サービスについて制度的・統計的な調査を行い、その実態を明らかにすることを目的とする。なお本研究は後述する質問調査により実施したが、今回の発表においては特に電子書籍の収集・選書・除籍に関する制度並びに収集状況の実態に絞って発表する。

1.2. 研究方法

まず本研究の目的を達成するために必要となる調

査項目を検討し、それに基づき質問調査票を作成した。質問調査票の構成は以下のとおりである。

I. 図書館について

1. 貴館について

2. (略)

II. 制度的事項について

3. 電子図書館サービスの制度的位置づけについて

4. 「電子図書館サービス」導入の経緯について

III. 図書館サービスに関する事項について

5. 図書館サービスにおける「電子図書館サービス」の位置づけについて

6. 「電子書籍」の収集について

7. 「電子書籍」の利用対象者について

8. 「電子書籍」の提供について

9. 「電子図書館プラットフォーム」(電子図書館システム)について

IV. 統計に関する事項について

10. 蔵書統計について

11. 利用統計について

V. 経費に関する事項について

12. 経費について

VI. その他

13. その他の課題等について

調査は2021年10月1日現在に電子図書館サービスを実施していた258自治体を対象とした。ただし広域利用圏として電子図書館サービスを実施している事例については、広域事業の中心館となっている自治体に取りまとめて調査を依頼することとし、対象は252となった³⁾。

調査は各自治体・広域利用圏（以下「自治体」とする）の中心館と推定される図書館に文書で依頼し、回答は Google Forms を用いてウェブ上から実施した。なお自治体のネットワーク環境によりウェブ上から回答できないケースについてはメールないし郵送での回答を受けた。調査期間は 2021 年 12 月 24 日～2022 年 1 月 31 日であり、依頼に対し回答は 123 自治体で回収率 48.8%であった。うち本研究に参加する自治体は 116、謝絶 7、無回答 129 となり、参加率は 46%であった。得られた調査結果に対し集計を行い、分析・考察を行った。

1.3. 用語の定義

本研究において「電子図書館サービス」とは商用電子書籍を中心とする電子書籍の提供サービス全般を指すこととする。その際、電子雑誌や地域資料など図書館作成のコンテンツをあわせて提供するケースも含めることとする。そしてこの電子図書館サービスを行うための資料管理・利用者情報管理・貸出返却及び予約など動態情報の管理を行う一連のシステムを「電子図書館プラットフォーム」と定義する。

また電子書籍の「収集」については、買い切り型・ライセンス型があることから必ずしも所有権を伴う収集とは限らないが、本研究においてはこれを「収集」として扱うこととする。

2. 先行研究

先行研究では吉井（2020）が行った研究⁴⁾において、図書館流通センターの電子図書館サービスを用いている自治体 59 自治体（回答数 26 自治体）を対象とした電子図書館サービスのコンテンツ利用に関する調査がある。また電流協の「電子図書館・電子書籍貸出サービス調査報告 2021」では電子書籍貸出サービスに関する費用・予算の度数分布、電子書籍の選書基準、貸出可能な電子書籍コンテンツ数に関する度数分布が示されている⁵⁾。

3. 調査結果

3.1. 研究対象となる母集団について

本研究の参加対象となった自治体数は 116 であ

り、自治体区分の内訳は都道府県が 11、政令市が 7、特別区が 6、市が 81、町が 11 であった。また管理運営形態は自治体直営が 84 自治体 (72.4%) で最多となり、以下指定管理者制度 (図書館全体) が 18 自治体 (15.5%)、指定管理者制度 (一部業務・一部地域館のみ) が 11 自治体 (9.5%) となり、その他が 3 自治体 (2.6%) であった。

また電子図書館プラットフォームの内訳は、LibrariE&TRC-DL が 97 自治体 (81.5%) で最多となり、以下 OverDrive が 13 (10.9%)、Kinokuniya Digital Library (以下 KinoDen) が 8 (6.7%)、EBSCO eBooks が 1 (0.8%) であった⁶⁾。

3.2. 電子図書館サービスの制度的位置づけについて

調査票の「3.電子図書館サービスの制度的位置づけについて」において、電子図書館サービスについて触れているものは何か確認した（複数回答可、N=246）。特に多かったのは「図書館の内規・実務マニュアル」で 42 自治体であり、ほか「図書館の事業計画 (中期計画)」が 34、「図書館のサービス計画・基本計画」が 33、「図書館の年間計画」が 32、「図書館の管理規則」が 28 であった。また「図書館設置条例」に記載がある自治体が 9 自治体あり、同条例の施行規則に記載がある自治体も 3 あった。その他、「自治体の行政計画・基本計画」で触れている自治体が 22 あり、「教育委員会の行政計画・基本計画」で触れている自治体が 20 あった。

また電子書籍の収集・選書・除籍に関する方針・基準等の有無について確認したところ、「特に記述が無いが一般資料に準拠する」とした自治体が 58 で最多となった。逆に、「電子書籍に関する規定はない」とした自治体は 17 あった。

電子書籍の収集方針・選書基準・除籍基準	自治体数
「収集方針 (電子書籍単独のもの)」がある	9
「収集方針 (全体の方針の一部に記述)」がある	24
「選書基準 (電子書籍単独のもの)」がある	9
「選書基準 (全体の方針の一部に記述)」がある	13
「除籍基準 (電子書籍単独のもの)」	0
「除籍基準 (全体の方針の一部に記述)」	4

表 1 電子書籍の収集方針・選書基準・除籍基準等

なお収集方針・選書基準・除籍基準の整備については表1のとおりである。電子書籍単独の収集方針・選書基準を設けている自治体はいずれも9にとどまり、電子書籍単独の除籍基準を設けている自治体は0であった。うち電子書籍の収集方針等を公開している自治体は22、公開予定が2であり、公開していない自治体は34であった。

3.3. 電子書籍の収集について

調査票の「6.「電子書籍」の収集について」において、電子書籍の資料選択と除籍、提供形態等について調査を行った。

まず資料選択に関連して電子書籍の資料選択における主たる情報源を尋ねたところ、表2のとおりとなった（複数回答あり、N=201）。

電子書籍の資料選択における主たる情報源	自治体数
1.電子書籍プラットフォームベンダー（以下「ベンダー」）から提供される冊子体の選定資料	2
2.ベンダーから提供される電子媒体の選定資料のうち、電子書籍プラットフォーム上で確認できる選定資料	40
3.ベンダーから提供される電子媒体の選定資料のうち、ベンダーのウェブサイト上で確認できる選定資料	59
4.ベンダーから提供される電子媒体の選定資料のうち、Microsoft Excel等のファイルとなっている選定資料	95
その他	5

表2 電子書籍の資料選択における主たる情報源

最も多かったのはExcel等のファイルで提供される選定資料であり95自治体であった。印刷図書で用いられるような冊子体の選定資料を用いている自治体は2自治体に留まった。

重ねてこれら電子書籍の資料選択に含まれる情報は何か尋ねたところ、書誌的事項が112自治体で最多となり、次いで内容紹介・解題が94、書影が67であった。資料の内容を確認する上で効果が期待できると考えられる「試し読み機能」を使用できる自治体は64であった。

また、電子書籍の資料選択に用いている「補完的な情報源」を尋ねたところ（複数回答あり、N=229）、最も多かったのは「他の図書館の電子書籍サービス」

で48自治体、次いで「オンライン書店のウェブサイト」が45自治体、「蔵書管理システム向け（印刷資料用の）書誌選定ツール」が40自治体であった。

次に電子書籍の資料選択上、重視している点を尋ねたところ（複数回答あり、N=313）、最も多かったのは「情報の新規性（最新性）」であり98自治体、次いで著者が76自治体、情報の典拠性（正確性）が67自治体であった。その他目立ったところでは、書影が25自治体あった。

また、電子書籍の資料選択において「重視する点」に関して、「印刷資料と比較した場合に明らかな相違点はあるか」との間に対して（N=116）、「ある」と答えた自治体が46（39.3%）、「ない」と答えた自治体が64（54.7%）であった。

続けて電子書籍の購入リクエストの受付の有無を確認したところ（N=116）、受付している自治体は5（4.3%）に留まった。購入リクエストを受け付けていない109自治体に対して理由を尋ねたところ（複数回答、N=165）、「利用者が図書館で収集可能な電子書籍のタイトルを知る機会がないから」が73、「電子書籍向けの資料費が限られているから」が72であった。

3.4. 蔵書統計について

調査票の「10.蔵書統計について」において、これまで収集済の電子書籍タイトル数とその内訳（著作権切れコンテンツ数、分類別タイトル数、資料種別タイトル数）、2018年度～2021年度までの収集タイトル数、提供終了タイトル数を調査した。なお年度途中のため2021年度の数値は各自治体の集計日に基づくものであり、集計日は自治体ごとに異なる。

表3は2021年度電子書籍タイトル数とその内訳である（N=116）。このうち著作権切れコンテンツ数の内訳が判明した自治体は60であった。また著作権切れコンテンツを提供していない自治体は40であった。なお表中の「商業コンテンツ数」としてある数値はこれらを合わせた100の自治体に対して全体の数値から著作権切れコンテンツ数の差分を示したものであり推計値である。

	平均値	中央値	最大値	最小値
電子書籍タイトル数（全体）	6,622	4,256	33,206	202
うち「著作権切れコンテンツ数」	3,555	420	30,959	0
うち「商業コンテンツ数」	3,364	2,838	17,833	120

表 3 電子書籍タイトル数（2021 年度）

また 2018 年度～2021 年度までの収集タイトル数については表 4 のとおりである。

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
平均値	1,125	971	2,939	2,623
中央値	644	567	1,226	907
最大値	7,397	9,708	32,909	32,048
最小値	7	15	56	0
N	31	35	78	109

表 4 年度別収集タイトル数

2021 年度は年度途中の数値のため参考数値である。2020 年度前後で収集タイトル数が増加しているように見られるが、これは 2020 年度以降にコロナウイルス感染症対策で電子図書館サービスを新たに開始した図書館の影響が大きいと考えられる。一方で 2021 年度の収集が 0 タイトルという自治体も 8 あった。

最後に、提供終了タイトル数について述べる。提供期間や回数に制限のあるライセンス型のコンテンツ提供を行っている自治体 108 のうち、提供終了となったタイトルが無いという自治体は 81 あった。提供終了タイトルがあった自治体 17 のうち、ライセンス期限切れによるものが 5 自治体、貸出回数上限によるものが 6 自治体、ライセンス期限切れか貸出回数上限のいずれかによるものが 6 自治体であった。

4. 分析・考察

4.1. 電子図書館サービスの制度的背景について

電子図書館サービスの実施にあたってはその制度的な位置づけが必要であると考え、**「ない」とした自治体は 3 に留まった (N=116)**。このことから、電子図書館サービスが自治体行政・教育行政・図書館サービス行政の中で何らかの位置づけがなされていることが確認できた。

次に電子書籍の収集に関しては、電子書籍の収集方針について何らかの位置づけがなされている自治体が 33、選書基準についても何らかの位置づけがなされている自治体が 22 に留まった。一般資料に準じるとした自治体は 58 となっており、多くの自治体において電子書籍の収集方針・選書基準が未整備となっていることが分かった。

また「資料選択における印刷資料と電子書籍の相違の有無」と「電子書籍に関する選書基準の整備状況」を比較したところ、「相違がある」と考える 46 自治体のうち何らかの形で電子書籍の選書基準を整備している自治体は 10 (21.7%, N=46) であったのに対し、「相違がない」と考えた 64 自治体のうち何らかの形で電子書籍の選書基準を整備していた自治体は 11 (17.2%, N=64) であった。

4.2. 収集された電子書籍における「著作権切れコンテンツ」の割合について

これまで収集タイトル数を一定数整えるために「著作権切れコンテンツ」を増やすことにより体裁を整えている事例があるのではないかという推測は存在していたが、今回の調査によって数値的に実態を確認することができた。

収集タイトル数に対する「著作権切れコンテンツ数」の内訳が明らかとなった 100 の自治体のうち、60 自治体が数量に関わらず「著作権切れコンテンツ」を扱っていた (全体の 60%)。この結果から、単純に割合を見た場合に「著作権切れコンテンツ」による収集タイトルの増加がある自治体が多いことになる。そこで次に「著作権切れコンテンツ数」と「商業コンテンツ数」に着目して分析を行った。

表 3 の結果を確認してみると、平均値では著作権切れコンテンツ数が商業コンテンツ数を上回るものの、中央値では逆転していることがわかる。

	N	平均値	中央値	最大値	最小値
内訳が判明したもの（全体）	100	3,555	420	30,959	0
著作権切れコンテンツ無し	40	0	0	0	0
著作権切れコンテンツあり	60	5,925	5,832	30,956	7
50%以下	24	707	0	11,196	0
80%以上	6	22,557	25,373	30,956	11,196

表 5 収集タイトルにおける著作権切れコンテンツ数

内訳を確認してみたところ、「著作権切れコンテンツ」数が1万タイトル以上ある、収集タイトル全体に対する「著作権切れコンテンツ」の割合が80%以上ある6自治体の影響が大きかった。

また「著作権切れコンテンツ数」が全体の50%以下となる自治体が64あり、その実数が1,000タイトルを切る自治体が58であった。一方で「著作権切れコンテンツ数」が収集タイトルの50%を超える36自治体では、1自治体を除いてその実数がいずれも4,000タイトル以上であった。

以上から、「著作権切れコンテンツ」を多数提供することにより見かけ上の収集コンテンツ数が多くなっているケースがあることは事実であるが、全体的な傾向として収集コンテンツの中心が「商業コンテンツ」となっている自治体の方が多いと考えられる。

5. まとめ

今回の報告では電子図書館サービスの制度的・統計的な調査の結果に基づいて、電子図書館サービスにおける資料収集・選書・除籍に関する制度的位置づけと収集コンテンツ内容の実態の一部について明らかにすることができた。

今後は、今回報告できなかった部分について調査結果の分析・考察を進めていく予定である。

【研究倫理審査について】

本研究は帝京平成大学人対象研究倫理委員会の審査を受け承認を受けている（承認番号 2021-045）。

（注・引用文献等）

1) 電子出版政策・流通協議会「電子図書館(電子書籍貸出サービス)実施図書館(2021年10月01日)」
<https://aebs.or.jp/Electronic_library_introduction_record.html>[最終確認日:2021-12-28]

2) 植村八潮ほか編著「電子図書館・電子書籍貸出サービス調査報告 2021:After コロナをみすえて」電子出版制作・流通協議会,2021.12, p.47.

3) 本研究は「公立図書館」を対象とするが、今回の発表では公民館図書室を含めて発表する。

4) 吉井潤「公立図書館における電子図書館(電子書籍貸出)サービスのコンテンツと利用に関する現状調査」日本図書館情報学会春季研究集会発表論文集 2020年度, 2020, p.5-8.

5) 前掲2), p.49-51,55-58.

6) 複数のプラットフォームを導入している館が3館あり、合計119となる。